

令和元年6月19日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04285

研究課題名（和文）福祉国家型教育財政構想の制度化の歴史的展開と現代立憲主義による正当化に関する研究

研究課題名（英文）Historical Development and Theoretical Justification of New Welfare State Model of Educational Finance System

研究代表者

世取山 洋介（Yotoriyama, Yosuke）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：90262419

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は福祉国家型教育財政制度の歴史的展開を明らかにし、現代立憲主義による正当性の在り方を明らかにすることを目的とする。3年間の研究において、福祉国家型教育財政制度の対極に位置づく神事主義国家理論・立憲主義理論を明らかにすると同時に、福祉国家型教育財政制度が、国家に必要なを充足する現物の給付を義務付け、現物物の受領にあたって対価の徴収を禁止することに特徴があることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は教育を国が現物給付する義務および受給者から対価を取ることを禁止することが教育に関する権利を規定した憲法における教育財政制度上の基本原理となることを明らかにしており、今後の改憲の在り方について指針を提供するものとなった。

研究成果の概要（英文）：This study aimed at clarifying the historical development of welfare state model of the educational finance system and its constitutional justification. This study clarified the essence of the welfare state model of the educational finance by contrasting it by the neo-liberal theory of state and constitutionalism. This study concluded that the right to education obliges the government to provide education as service in kind and forbids the government to collect money from service receivers.

研究分野：教育法

キーワード：教育財政 新自由主義 無償性 現物給付 福祉国家

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

新自由主義教育改革の研究は学校組織、学力テスト体制などを対象とするものが主で、教育財政に対して新自由主義という政治原理がどのような影響を与えるのか、また、教育を社会権として規定する現代立憲主義のもとにおいて展開することが想定されている福祉国家型教育財政制度とどのような関係に立つのかが明らかにされていなかった。本研究はこの空白を埋めることを意図していた。

2. 研究の目的

本研究は、新自由主義型教育財政制度に代わる教育財政制度として構想されている福祉国家型教育財政制度につき、国の予算編成に働く、税収増加を企図しての資本形成支出への重点投資という誘因を正当化する経済財政政策が、福祉国家型制度の制度化を抑制する構造的要因として働き、1920年代から現代に至るまでの日米における福祉国家型制度構想の制度化の歴史的展開(生成、変容、衰退)を規定してきたことを実証すること、および、福祉国家型教育財政制度を、社会権を人権として包摂する現代立憲主義に基づいて正当化し、福祉国家型制度の制度化を抑制する理由として時々々の経済財政政策を援用することを排除または制限できる法規範論を、新自由主義に基づく国家と個人との関係に関する法規範論と対照させながら、日米の法、国際人権法との比較により究明することを目的としている。

3. 研究の方法

制度史研究および比較法研究によって行った。

4. 研究成果

3年間の研究において、近年の教育財政法制改革を基礎づけている新自由主義国家理論・立憲主義理論を明らかにしながら、それと対極をなすはずの福祉国家型教育財政制度の特徴及びその立憲主義的根拠を明らかにしようとしてきた。新自由主義国家理論の解析を行い、新自由主義国家理論と呼ばれているものが、新自由主義国家理論と新自由主義立憲主義理論二つのから構成されていること、1930年代においてフライブルグ学派によって展開された新自由主義理論が国家理論に該当し、戦後にシカゴ大学において展開されたそれは立憲主義議論に該当すること、および、フリードマンとハイエクによって展開されてきた立憲主義理論は経済的自由至上主義的人権秩序を主張するものであることに本質があることを明らかにした。そして、新自由主義的立憲主義理論が、経済的自由の個人の尊厳からの基礎付けに失敗していること、そのため、公序としての自由競争市場の有用性を道具主義的に主張することにその特徴があることを明らかにした。新自由主義教育財政法制の構想は、この道具主義的な主張を教育に応用し、競争市場を通しての教育の配分を公序としておき、そのもとで教育の受給にあたって現金を受給者に給付することをその内容とする。これに対して、精神的自由を人権秩序の最上位に置く社会権をも包摂する人権秩序においては、国家に発達の必要を充足する現物の給付を義務付け、現物物の受領にあたって対価の徴収を禁止することが立憲主義的要請となり、この立憲主義的要請の実現が政治過程を通じてのみ行われるのではなく、裁判所には社会における平和的変革を助長するという役割が認められるという意味で、政治過程と司法過程の協働的家庭に委ねられる。現代立憲主義を具体化する福祉国家型教育財政制度が以上のような骨格をもつ者であることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

世取山洋介「ゼロ・トレランスに基づく学校懲戒の変容の教育法的検討」日本教育法学会年報、査読なし、45号、2016、107-118頁

世取山洋介「新自由主義教育改革の新段階と教育人権:安倍教育再生実行改革による新教育基本法の再始動」歴史評論、査読なし、791号、2016、17-31,43頁.

世取山洋介「教育の「無償性」と「無償化」」教育、査読なし、870号、2018、43-51頁。

世取山洋介「教育人権と新自由主義教育改革」日本教育法学会年報、査読なし、48号、2019、35 - 54頁 .

〔学会発表〕(計 2 件)

2017年8月27日 日本教育学会第76回大会 「比較とグローバルイゼーション」シンポジウム
世取山洋介 「日本における新自由主義教育(法制)改革の比較研究の回顧と展望」

2018年6月2日 日本教育法学会第48回定期総会 世取山洋介「教育人権と新自由主義教育改革」

〔図書〕(計 1 件)

世取山洋介 他『「ゼロトレランス」で学校はどうなる』2017、113.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。